

新潟県聴覚障害者地震復興支援本部ニュース

NO. 5

平成16年12月11日発行

聴覚障害者地震復興支援本部の主な動き

- 11月29日 (株)双葉電子工業より「コミュニケーションターミナル」2台贈呈。リアルタイムに文字情報が表示される機器です。
- 12月1日 『新潟県聴覚障害者地震復興支援本部』として具体的な支援活動開始
- 12月2日 中越地震被災聴覚障害者交流企画の温泉候補地検討
- 12月3日 交流企画は大湯温泉「村上屋旅館」に決定。被災者を対象に50名無料招待。
- 12月4日 (財)全日本ろうあ連盟より交流企画に医療関係者が派遣される旨、連絡あり。
各現地ろう対策本部へ『り災証明、被災証明受領済みリスト』を報告してもらうよう依頼
- 12月7日 住友商事(株)広報部社員貢献チームよりFAX機10台贈呈。被災された聴者(手話関係)を対象に配布。
- 12月8日 第3回幹事会会議 中越地震被災聴覚障害者交流企画(案) 義援金配分の基準について 贈られた物品のリストと分配先
(財)全日本ろうあ連盟編集部長 村中哲太郎氏 取材に来所。
- 12月9日 「聴覚障害者被災・支援状況(報告書)」依頼文書作成。
公明党公明新聞青森支局 川又哲也氏来所。

「り災証明書」は必ずもらいましょう！

各市町村役場では「り災証明書」の発行が始まり、窓口が混雑しているようです。市町村によっては、「生活再建支援制度」や「応急修理制度」などの手続きに、「り災証明書」を必要としないところもあるようですが……「り災証明書」は必ずもらいましょう。

「り災証明書」の判定結果に不服がある時は、市町村役場でご相談ください。再調査が行われることがあります。

【十日町市】

被災証明	全壊 50%以上	大規模半壊 40%	半壊 20%	一部損壊 20%未満	申請後調査の上判定し 郵送する。(家屋)
罹災証明	具体的に家の状況を聞く。(写真などの証明があればすぐ発行)また、避難所生活のため学校を休んだ場合などの申請に必要				

義 援 金	20日過ぎに各町内にいる、市政事務嘱託委員から各家庭に用紙が配られる予定。 県の基準で一部損壊以上の方に支給される。
----------	---

* 自己判断で一部損壊と申し出た人はその場で被災証明が発行される。

* 12月28日(火)締め切り予定(延びる可能性もあるが、雪が降ると調査ができないので...)

* 義援金は県の基準で一部損壊が5万円

【小千谷市】

罹 災 証 明	全 壊 50点以上	大規模半壊 40～49 点	半 壊 20～39 点	一部損壊 11～19点	申請後証明書を発行 (家屋)税務課
被 災 証 明	運転免許・学費免除・保険(家財)・被災地の証明(写真などがあればすぐ発行) 総務課				
義 援 金	健康福祉課から世帯主に郵送済み 罹災証明の基準で書類を記入し提出すること。				

* 全市の家屋状況を外見で判断しており、申請があればすぐに発行するが、その時に不服を申し出れば家屋内も調査し改めて発行する。

* 罹災証明は平成16年11月21日からおおむね1年間の交付予定。

* 義援金は県の基準で一部損壊が5万円

【長岡市】

罹 災 証 明	全 壊 50点	大規模半壊 49～40点	半 壊 39～ 20点	一部損壊 19点 以下	本人・家族の立会いの下で、屋根、 外壁、基礎、内壁、床、柱、建具 を調査しそれぞれの点数の合計 で算出される。申請すると発行さ れる。資産税課
被 災 証 明	地震災害を受けた事実だけを証明。申請すると発行される。				
義 援 金	半壊以上は長岡市の基準を含めた支給。一部損壊は*4を参照 健康福祉総務課				

被 害 認 定 通 知 書	罹災証明の効力を持つ証明書。一部損壊以上の全世帯に郵送される。通知を見 て不服があれば申し立てをすれば再調査をする。
------------------	---

* 1、罹災証明は全壊・半壊・一部損壊の3段階で記載されているが、口頭で大規模半壊と伝えている。台帳にはきちんと大規模半壊と記載されているので、安心して良い。

* 2、半壊以上は被害認定通知書を郵送済み。一部損壊は12月15日頃郵送予定。

* 3、被害認定通知書が届かない世帯がありますが、今後再調査等で被害状況を判定しだい追って郵送します。

* 4、義援金は県の基準で一部損壊、5万円が決まっているが長岡単独で支給をするか検討中。

新潟県ハローワークのホームページから (H16.11.9)

新潟県中越地震の被害を受けた皆様へ

厚生労働省では、新潟県中越地震の被害に対する措置として、雇用保険の失業給付の支給に関する次のような特例的な取扱い等を実施しています。

【ハローワークへ来所できない求職者の方々のための失業給付手続の取扱いについて】

失業の認定日の特例的な取扱いについて

雇用保険失業給付を受給している方が、震災により、指定された失業の認定日にやむを得ずハローワークに来所できないときは、申し出をすることにより、失業の認定日を変更することができます。

失業の認定日にハローワークに来所できない方は、無理をせず、ハローワークへお申し出ください。

雇用保険失業給付を受給している方が、新潟県中越地震の復興作業等のボランティア活動に参加するために、所定の認定日にハローワークに来所できないときは、申し出をする会社等を離職をされた方が、被災によるやむを得ない事情により、所定のハローワークへ離職票を提出することができないときは、他のハローワークへ離職票を提出して失業給付の受給手続をすることができます。お近くのハローワークへお申し出ください。

雇用保険失業給付を受給している方が、被災によるやむを得ない事情により、所定のハローワークへ来所できないときは、他のハローワークに来所することにより失業給付の受給手続をすることができます。

受給資格者証又は身分を証明できる書類を持参して、お近くのハローワークへお申し出ください。

雇用保険失業給付を受給している方が、被災によるやむを得ない事情により、予定していた求職活動を実施できなかったときには、事情を勘案して、失業の認定を受けることができるよう、失業認定基準を弾力的に運用します。

雇用保険失業給付を受給している方が、被災によるやむを得ない事情により、求職者給付等手続において、必要な確認書類を持参できないときは、確認書類との照合を省略する等の弾力的な取扱いをします。

【災害救助法適用時における支援策について】

災害時における求職者給付の支給に関する特別措置

概要

この特別措置の目的は、災害によりその雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた方に雇用保険失業給付の基本手当を支給することにより、生活の安定を図ろうとするものです。

特別措置の内容

次の要件を満たす方については、雇用保険法上の失業者とみなして、雇用保険失業給付の支給を受けることができます。

・災害救助法の適用を受けた区域(注1)に所在する事業所に雇用される方(注2)で、事業所が災害により、やむを得ず休業(注3)することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方。

(注1) 災害救助法の適用を受けた区域は、小千谷市、長岡市、十日町市、栃尾市、南魚沼市(旧六日町、旧大和町)、安塚町、中里村、柏崎市、見附市、中之島町、越路町、三島町、与板町、和島村、出雲崎町、山古志村、川口町、魚沼市(旧堀之内町、旧小出町、旧湯之谷村、旧広神村、旧守門村、旧入広瀬村)、塩沢町、川西町、小国町、西山町、津南町、刈羽村、三条市、加茂市、燕市、上越市、弥彦村、分水町、吉田町、巻町、月潟村、中之口村、栄町、寺泊町、高柳町、浦川原村、松代町、松之山町、大島村、牧村、柿崎町、頸城村、吉川町、板倉町、清里村、三和村

(平成16年11月9日現在)

(注2) 雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。

(注3) 事業所が休業止したと被災したこととの間において、直接の因果関係があることが必要です。したがって、災害による顧客の減少、原材料等の入手難等派生的な事情による事業の休業止である場合にはこれに該当しませんが、災害により道路、電気等ライフラインが途絶し、これらに伴い事業の休業止を余儀なくされた事業所についてはこれに該当するものとなります。なお、標記災害を受けたことにより事業所の一部を休業とする場合であっても、これに伴い一時的に離職を余儀なくされた方については、本特例措置の対象者となります。

3 制度利用にあたっての留意事項

本特例措置制度を利用して、求職者給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたってはご留意をお願いします。

求職者給付等の手続における確認書類との照合の省略について

事業主の方が、被災による事業所の閉鎖、賃金台帳の紛失その他の事情により離職証明書等を作成できない場合は、離職した方の給料明細書や社会保険機関に提出した書類などにより確認を行い、離職証明書を作成することができるよう弾力的な運用を行います。

問い合わせ先

この制度内容や手続など詳しいことは、お近くの公共職業安定所(ハローワーク)または新潟労働局職業安定課雇用保険係にお問い合わせください。

新潟労働局職業安定課雇用保険係
TEL:025-234-5548

住んでいる地域に、手話通訳者の設置や派遣制度がない方でお困りの方は・・・
新潟県聴覚障害者地震対策本部へご相談ください。

聴覚障害者向けの説明会実施

長岡市

長岡市福祉保健部は、「長岡市ろうあ者福祉協会」の要望で下記の通り聴覚障害者対象の説明会を実施することになりました。

平成16年12月16日(木)午後7時～8時30分

長岡市役所5階男子厚生室 正面玄関からお入り下さい。

内容 「中越大震災被災者支援制度等について」 11月23日発行の市政だより号外「中越地震被災者支援制度等のお知らせ」をご持参ください。

当日は手話通訳と要約筆記がつきます。

心暖まるメッセージを頂きました

新潟市在住の某女性より

地震発生から1ヵ月以上が過ぎましたが、被害に遭われた皆様におかれましては、まだ不自由の残る生活が続いていると思います。被災地の皆様の所へも素敵なクリスマス・年末年始が訪れますように・・・と願い、微力ながら支援物資をお送りいたします。

被災地では、徐々に仮設住宅への入居が始まっているとニュースで拝見しました。周囲の方とのコミュニケーションに今回の物質を使って頂けたら、こちらとしても嬉しく思います。一日も早い復興を願っております。

宮沢賢治、北原白秋、芥川龍之介の詩集、和風の千代紙などです。本当にありがとうございました。

雪経験ない方、冬は難しい

小千谷市災害ボランティアセンターは、県外からのボランティア受付を12月10日で終了する。「雪国経験のない方に、雪道の運転や雪掘りは難しい」との判断からで、今後は市民を中心に県内ボランティアを募り、19日をめどにセンターを解散、その後は市社会福祉協議会が引き継ぐ。うっすらとあられが積もった6日朝。センターを訪れたボランティアからは、口々に「うー、寒い、寒い」と言って足踏みをしていた。「いつ大雪になってもおかしくない時期。ノーマルタイヤで来た人は家に帰れなくなる」とセンターのメンバーは心配しています。

(朝日新聞 12月10日朝刊)

新潟県は間もなく冬将軍到来。スノータイヤへの組み替え等でてんやわんやになります。

FAX希望者は本部へ

12月7日、住友商事(株)広報部社員貢献チーム様よりFAX機を10台寄贈していただきました。つきましては、被災された聴者(手話関係)を対象に贈呈しますので、地震により破損された方は本部にご連絡下さい。機種は(株)キャノンの最新型『FAXPHONE CF-S15』。

折りたたみ式の3.4インチモノクロ液晶 簡単機能の「ナビ機能付」 ボタンを押すだけでOKのワンタッチダイヤル

事務局からのお知らせ

12月1日から通常通り 日・月・祝日は休み。午前9時から午後6時まで
年末は12月29日から翌年1月3日まで休み
復興支援本部のニュースは随時発行になります。ご了承下さい。

新潟県聴覚障害者復興支援本部

電話025-381-1956

FAX025-381-4699

E-mail niigata-roukyou@helen.ocn.ne.jp